大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和８年10月16日

県南広域振興局長　菅　原　健　司

１（１）　届出事項の概要

ア　届出者の氏名又は名称　株式会社トキワ

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地　カルチャーパークあてるい・Ａ　奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目108番地１ほか

ウ　変更した事項　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

エ　変更の年月日　令和８年９月16日

オ　変更の理由　大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

（２）　届出年月日　令和８年９月30日

（３）　縦覧場所　県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所

２（１）　届出事項の概要

ア　届出者の氏名又は名称　株式会社トキワ

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地　カルチャーパークあてるい・Ｂ　奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目78番地ほか

ウ　変更した事項　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

エ　変更の年月日　令和８年９月16日

オ　変更の理由　大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

（２）　届出年月日　令和８年９月30日

（３）　縦覧場所　県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所

３（１）　届出事項の概要

ア　届出者の氏名又は名称　株式会社トキワ

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地　カルチャーパークあてるい・Ｃ　奥州市水沢佐倉河字羽黒田62番地１ほか

ウ　変更した事項　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

エ　変更の年月日　令和８年９月16日

オ　変更の理由　大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

（２）　届出年月日　令和８年９月30日

（３）　縦覧場所　県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所